

昭和三十七年自治省令第二十三号

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令を次のように定める。

（徴収金の範囲）

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百二条第一項第一号に規定する地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により都道府県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税
- 二 使用料（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料
- 三 分担金及び負担金

（災害予防等の範囲）

第二条 法第百二条第一項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる対策で国庫補助金又は国庫負担金の交付を受けて地方公共団体が行うものとする。

- 一 水防対策
- 二 災害救助対策
- 三 伝染病予防対策
- 四 病虫害駆除対策
- 五 農作物種子対策
- 六 溢水排除対策
- 七 災害廃棄物処理対策
- 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成二十八年熊本地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八 中小企業等グループ施設等復旧整備対策／九 前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とする。

附 則（昭和五十四年三月二十二日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、昭和五十三年一月一日以後に発生した災害に係る対策から適用する。

附 則（平成二十二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十三年三月一六日総務省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二一日総務省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。